

小松島市地域防災計画の修正概要

(令和5年2月修正)

1. 計画の目的

小松島市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、小松島市防災会議が作成する防災に関する総合的な計画です。本計画では、小松島市域における「災害からの市民の生命、身体および財産の保護」および「被害の程度を最小限にとどめること」を目的として、市や関係機関が行うべき災害予防対策や災害応急対策、災害復旧・復興対策を定めています。

2. 修正の背景

小松島市地域防災計画については、これまで災害対策基本法などの関係法令の改正や、国の防災基本計画、県の地域防災計画等との整合を図りながら必要に応じて修正を行っており、直近の修正は、令和4年3月に一部修正を行っています。

今回は主に下記の内容の修正を行い、今後一層の防災対策の推進を図るものです。

3. 主な修正内容

1. 江田町地区防災計画の位置づけ【該当ページ:279~】

江田町自主防災会からご提案いただいた江田町地区防災計画を小松島市地域防災計画に位置付けました。

従来、防災計画は、災害対策基本法に基づき、国レベルの総合的かつ長期的な計画である防災基本計画と、地方レベルの都道府県及び市町村の地域防災計画を定め、それぞれのレベルで防災活動を実施してきました。

しかしながら、東日本大震災では地震や津波によって行政機能が麻痺し、避難行動や救助の場面における自助・共助の重要性が再認識され、平成25年に改正された災害対策基本法により、地域における防災力の向上を目的に、一定地区内の地区居住者等による自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が新たに創設されました。

地区防災計画は、それぞれの個別の地区の特性を踏まえたもので、地域住民に自ら作り上げていただく計画となっています。

江田町自主防災会によって作成された江田町地区防災計画は、小松島市地域防災計画に定めることについての提案が行われた後、小松島市防災会議にて承認され、徳島県内では初となる地域防災計画に定められた地区防災計画となりました。

2. 国・県の計画等との整合性を踏まえた修正

・国の防災計画に準拠し、男女共同参画センターに関する記述を追加【該当ページ：1-49】

男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の項目につきまして、国の防災基本計画との整合性を取るために記述を修正追加しました。

・大雨注意報・大雨警報発表の基準の修正【該当ページ：3-19、3-20、3-45、概要版 31,32】

令和4年5月26日より、徳島県と徳島地方気象台が共同で、徳島県土砂災害警戒情報の発表基準を変更したことに伴い、土砂災害警戒情報に先立って発表する大雨注意報および大雨警報の発表基準が見直されました。降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標である土壌雨量指数が変更となっており、小松島市が属する徳島・鳴門地域の土壌雨量指数は大雨注意報の基準では120から177へ、大雨警報の基準では155から243へ、それぞれ引き上げ修正しました。

3. その他修正

- ・組織改編等に伴う課名や連絡先の修正
- ・令和4年3月修正(前回修正)後からの時点修正
- ・事業者等と締結した災害時における協定等の追加
- ・ペット同行避難の受入避難所の追加(市内全13小中学校)
- ・用語の整理、文言の修正など